日本家庭科教育学会誌　投稿規定

1　投稿者は，本学会の正会員，学生会員，海外会員に限る。
2　投稿論文の掲載の採否は，編集規定に基づき決定される。
3　1）　投稿論文の種別は〈研究論文〉と〈資料〉とし，本学会誌に掲載される前に他の学会誌・紀要等に発表されていないものに限る。
　2）〈研究論文〉は新しい価値のある事実や結論を含み，家庭科教育および家政教育の向上と発展に資するものとする。以下の種類の論文が該当する。
　①　理論研究:家庭科教育に関する新たな理論を提示するもの。特定の領域に関するレビュー論文も含む。
　②　歴史研究：家庭科教育に関する歴史的資料（史料）を分析し，今後の家庭科教育が参考としうる新たな知見を示すもの。
　③　授業研究：授業実践を対象としたものであり，家庭科の教育実践に貢献できる問題提起または，意義があるものとする。具体的には教材等の開発，授業の改善，教師の教育実践力の育成などに関して科学的に探究し，新たな研究知見を示すことのできるもの。
　④　調査研究：家庭科教育に資する調査を通して，教育的知見を示したもの。
　⑤　その他：以上の①～④のいずれにも当てはまらないが，家庭科教育および家政教育の向上と発展に資するもの。
　なお，投稿者は，論文を投稿する際に，いずれの種類の論文であるのかを明記する。
　3）〈資料〉は，①調査結果・授業の内容構成・教材開発などについて，研究の基礎資料として紹介するもの，②歴史，文献等の紹介に重点を置いたもの，③家庭科教育，授業研究に対する問題の提起や研究の萌芽的段階にあるもの，④新たな教育研究動向を紹介するものとする。
　4）　投稿論文は，各１編として完結した内容・形式とする。続報は認められない。
　5）　投稿論文は表，図，写真，英文抄録を含め，原則として刷り上がり８ページ以内とする。やむを得ない場合も，12ページを超えてはならない。８ページを超える場合の超過分については実費を著者負担とする。
　6）　英文の投稿論文は，著者が英語を第一言語とする場合を除いて，あらかじめ専門家に校閲を受けた後に投稿することとし，校閲記録を添付する。
4　1）　投稿論文は執筆要項にしたがって作成する。
　2）　論文を投稿する際には，論文投稿カード，表紙，英文抄録，和文抄録，本文，表，図，写真，それぞれ３部（うち２部はコピーでも可）を提出する。
　3）　投稿料として，１編8,000円を口座振り込みし，振込用紙（領収証）のコピーを同封する。
　　振込先　口座番号　00140－6－573870
　　口座名称　日本家庭科教育学会　編集委員会
　4）　投稿論文は，下記宛に送付する。
　　〒112－0002　東京都文京区小石川5－6－10
　　「小石川五郵便局留」日本家庭科教育学会編集委員会
5　本学会誌に掲載された論文の著作権は，日本家庭科教育学会に帰属する。したがって，本学会が必要とする場合や外部から引用の申し込みがあったときは，本学会において検討のうえ，許可するものとする。ただし，著者は，自著の引用を本学会の許可なしに行うことができる。
6　1）　編集委員会は，投稿論文を受領したときには，「受付証」を発行し，論文審査が終了し，掲載が確定したときには，「掲載通知書」を発行する。
　2）　初校は著者が行う。ただし，校正は誤植および字句の誤りの訂正のみとし，校正段階での加除筆は認めない。
　3）　別刷を希望するときには，部数（30部以上）を論文投稿カードに記入する。別刷代は実費とし，すべて著者負担とする。
　4）　表，図，写真の白黒以外の印刷（カラー印刷，印画紙印刷等）を希望する場合は，実費は著者負担とする。

（附　則）　本規定は，2001年４月１日に改正し，2001年４月１日以降の投稿論文から適用する。
（附　則）　本規定は，2002年３月９日に改正し，2002年３月９日以降の投稿論文から適用する。
（附　則）　本規定は，2004年６月25日に改正し，2004年６月25日以降の投稿論文から適用する。
（附　則）　本規定は，2009年７月１日に改正し，2009年７月１日以降の投稿論文から適用する。
（附　則）　本規定は，2011年６月24日に改正し，2011年10月25日以降の投稿論文から適用する。